

枚方市立田口山小学校

# 学校いじめ防止基本方針

令和8年度版



# 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

## 1. 基本理念

いじめは、子どもの心と体を将来にわたって深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。

全教職員は、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じ、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない子どもの意識を育成することになります。

また、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、子ども一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となります。

本校では、「自立」「協働」「創造」の学校教育目標のもと、日々の教育活動に取り組んでいます。また、教職員一人ひとりの人権意識の更なる高揚を図るとともに、学校のチーム力を発揮するよう努めています。

子どもの人権を尊重した教育を推進するとともに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに学校いじめ防止基本方針を定めます。

## 2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

また、好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができている場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応します。ただし、「いじめ」であるため、「いじめ対策委員会」への情報共有は行います。

## 3. いじめ防止のための組織

### (1) 名称

「いじめ対策委員会」

### (2) 構成員

校長、教頭、生徒指導主担者（いじめ防止担当者）、各学年主任の4名。

※事案に応じて

首席（教務主任）、人権教育主担者（支援教育コーディネーター）、養護教諭など参加する。

(3) 役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- ②いじめの未然防止
- ③いじめへの対応
- ④教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤年間計画の企画と実施
- ⑥年間計画進捗のチェック
- ⑦各取組の有効性の検証

PDCAサイクル

4. 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施します。

田口山小学校 いじめ防止年間計画				
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体
4月	児童への相談窓口の周知			第1回いじめ対策委員会 ・年間計画の確認
5月	家庭訪問等で児童の様子を把握する			「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
6月	校外学習 (人間関係づくり)	校外学習 (人間関係づくり)	6年 校外学習 (人間関係づくり)	長尾西中ブロック全体研修会
7月	「こまっていますか」アンケートの実施			研究授業による授業づくり
8月	個人懇談会で学校の様子を伝える			「こまっていますか」アンケートの実施・集約
9月				第2回いじめ対策委員会 ・アンケート結果の確認等 校内夏季人権研修の実施
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体

10月	運動会(人間関係づくり)			研究授業による授業づくり  「こまっていますか」アンケートの実施・集約 第3回いじめ対策委員会 ・アンケート結果の確認等  研究授業による授業づくり  「こまっていますか」アンケートの実施・集約 第4回いじめ対策委員会 ・アンケート結果の確認等 ・年間のとりくみの検証と次年度への引継ぎ内容の確認
11月	校外学習 (人間関係づくり)	校外学習 (人間関係づくり)	5年 校外学習 6年 修学旅行 (人間関係づくり)	
	田口山フェスティバル (人間関係づくり)	田口山フェスティバル (人間関係づくり)	田口山フェスティバル (人間関係づくり)	
12月	「こまっていますか」アンケートの実施			
	田口山人権週間			
	個人懇談会で学校の様子を伝える			
1月				
2月	学年・学級懇談会で学級の様子を伝える			
	「こまっていますか」アンケートの実施			
3月	※学年ごとに人権学習の観点から、人との繋がりや関わり方を学ぶ。 (時期及び内容は、各学年で決定する)			

## 5. 取組状況の把握と検証 (PDCA)

いじめ対策委員会は、(各学期の終わりなど)年4回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行います。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められます。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な

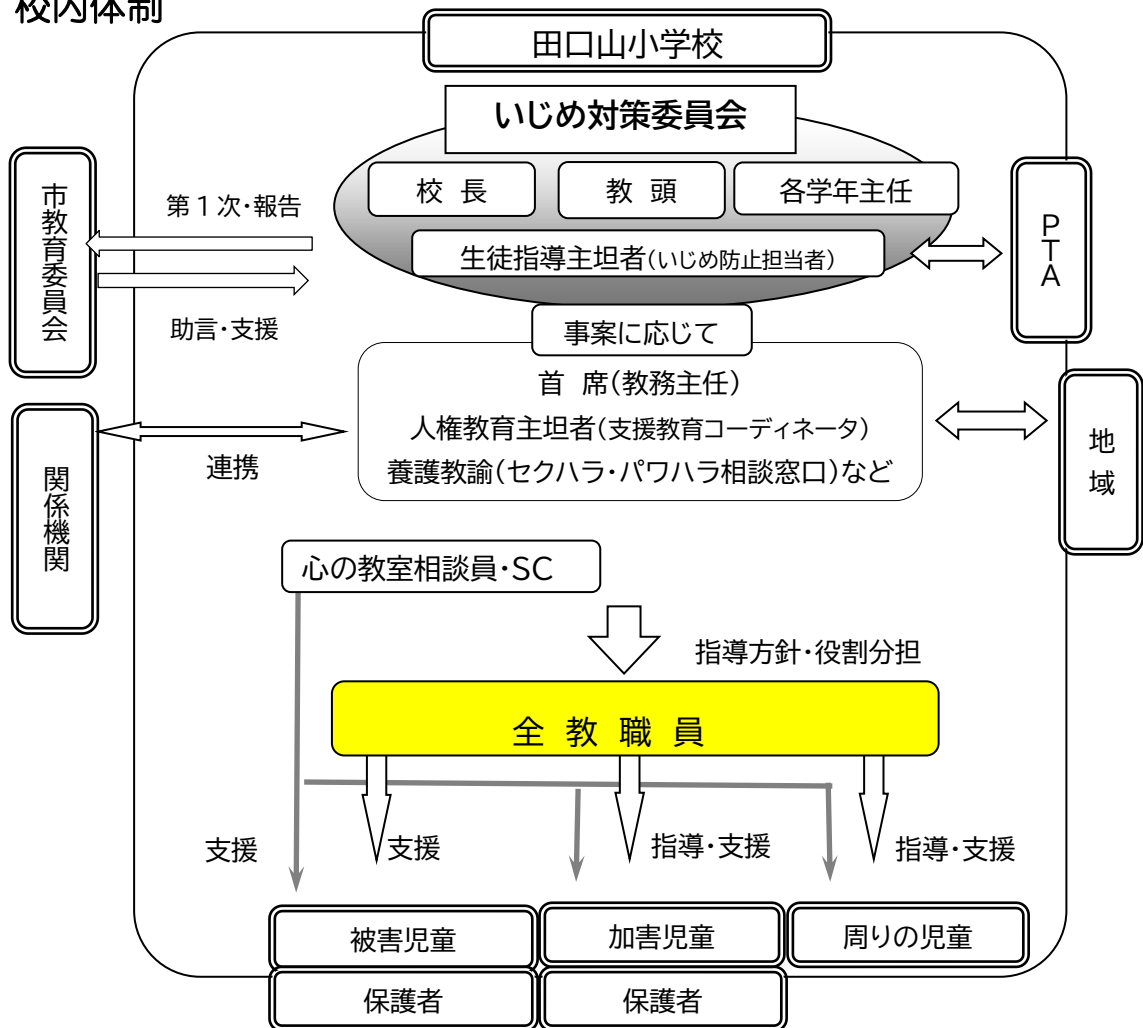
学習のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要があります。

特に、子どもが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要があります。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要です。

本校としては、規律(きちんと授業を受けさせる)、学力(わかる授業を行い、基礎・基本的な学力をつけさせる)、自己有用感(他人から認められていると実感できる場面をつくる)、自尊感情・自己肯定感(自分のことが好き・自分のことが大切)を意識して児童と向き合います。いじめの問題解決に時間を費やすのではなく、これからは未然防止に努め、さらに成長を促す指導を実行していかなければならないと考えます。

いじめは一般的に、集団の中で離れがちであったり弱い立場にいたりする人に対して攻撃または排除しようとする傾向と関わって起きることが多く、加えて鬱積した気持ちのはけ口として、あるいは誰かを攻撃することで「自分の存在」を確かめようとしている傾向がみられます。その背景には、いじめる側の子ども自身が家庭環境や学校生活の中で深刻な問題を抱えている場合が少なくありません。そのため、いじめ防止や解決にむけてのとりくみにおいては、学校・家庭・地域及び関係機関の相互の連携が重要となってきます。

## 校内体制



## 2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員および子どもに対して以下の基本的な認識を持たせることが重要です。

- ・いじめとは、どの児童にもどの学校でも起こりえるものである。
- ・いじめとは、人権侵害であり、人間として決して許される行為ではない。
- ・いじめとは、大人に気づかれにくいところで起こり、発見しにくい。
- ・いじめとは、いじめられる側にも問題があるという認識は、間違っている。
- ・いじめとは、その行為そのものが態様により、暴行や恐喝、強要などの触法行為になる。
- ・いじめとは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめとは、家庭教育の在り方にも大きな関わりがある。
- ・いじめとは、学校・家庭・地域などのすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき課題である。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要です。また、友だちの願いや思いを共感的に受け止めることのできる豊かな感性や仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成、人権尊重の教育の充実を図らなければなりません。そのためには、「居場所づくり」「絆づくり」を進める必要があります。

「居場所づくり」とは、学年や学級を子どもの居場所になるようにしていくことです。様々な危険から児童を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じなかったり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感が重要です。

また、「絆づくり」とは、居場所づくりを進めているという前提のもとで、子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることです。そして、このような子どもの居場所や絆をつくるためには、組織的・計画的な働きかけ心がけていかなければなりません。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、温かい声かけが「認められた」という自己有用感につながり、児童に自信を持たせ、その後を大きく変化させる契機になりうることを教職員は理解しなければなりません。その一声がかけられるか否かは、常にクラスの中において担任がアンテナを張り巡らせ、子どもの些細な変化やシグナル・サインを見逃さずに反応できるかどうかにかかっています。

また、わかりやすい授業づくりを進めることも重要です。そのためには、教材研究はもちろんのこと、教職員間で授業内容について話し合い、様々な見方や考え方を意見交流し共有していくことが大切です。また、そのように尋ねたり気軽に相談できるような学年集団を築いていかなければなりません。さらに子ども一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、まず子どもたちに集団の中の一員であるという意識を持たせ、授業や行事の取り組みの中で、どの子どもも発言や発表ができるような環境をつくらなければなりません。

そして、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動や指導については、教職員の何気ない言動が児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを十分理解しておく必要があります。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、授業や行事の中で子どものそれぞれの特性に応じた適切な評価を重ねることで、子ども自身に他人から認められているという実感を持たせることが重要です。他人から認めてもらえないと感じている子どもはストレスを抱え始め、いたずらに他者を否定したり、攻撃したりすることが増えます。相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めようとするからです。すべての子どもに対して授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが、いじめの未然防止につながるのです。
- (5) 子ども自らが、いじめについて学ぶ「人権教室」や「いじめ防止学習」に取り組むことも大切です。
- また、総合学習などを利用して「手話」「バリアフリー」「多文化」「男女共生」の学習に取り組み、人権意識を高める取り組みも重要です。

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがあります。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められています。

また、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければなりません。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

そのために日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員が積極的に学年会議や職員会議、日々の会話の中で児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。

### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートは、年3回(6月・11月・2月)実施します。
- さらに、定期的な教育相談を、アンケート実施後に行います。また、日常の観察として学級内のグループでどのような人間関係が構築されているかグループ間でどのようなやりとりが行われているか、気をつけて観察する必要があり、一人ひとりの表情を見て声を聞くことが大切です。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の長所や短所を把握し、学校での様子を機会があればいつでも話せることが大切です。些細なことでも保護者と連絡を積み重ねることが信頼を築く第一歩となります。また、地域と連携して児童を見守るために見守り

隊やコミュニティーの方々とも協力し、地域とともに児童を育てる関係を日頃から築いていくことが大切です。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として日頃から良好な相互関係を築いた上で、積極的な関わりを教職員から児童、その保護者に働きかけ、会話のしやすい環境をつくるのが大切です。
- (4) 学校便りやHP等により、保護者や児童に、相談体制を広く周知する必要があります。  
また、適切に機能しているかなど、いじめ対策委員会で定期的に体制を点検します。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理しなければなりません。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった子どものケアが最も重要であるのは当然ですが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことです。近年の事象を見ると、いじめた子ども自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要です。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考えます。

そのような、事象に関係した子ども児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めるのが大切です。

具体的な児童や保護者への対応については、(資料)大阪府教委「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携します。

### 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わります。  
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。  
その際、いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保するよう配慮します。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生指主坦者(いじめ防止担当者)に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)と情報を共有します。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係する子どもから事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談します。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行います。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている子どもを徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討します。  
なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

### 3. いじめられた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめた子どもの別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。その際、いじめられた子どもにとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応します。また、状況に応じて、心の教室相談員の協力を得て対応します。

### 4. いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる子どもからも事実関係の聴取を行います。いじめに関わったとされる子どもからの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をします。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた子どもの保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (3) いじめた子どもへの指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめた子どもが抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心の教室相談員の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。

### 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせます。そのため、まず、いじめに関わった子どもに対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげていきます。  
また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた子どもに対しても、そうした行為がいじめを受けている子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにします。「観衆」や「傍観者」の子どもは、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝えます。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の子どもたちだけの問題とせず、学校の課題として解

決を図ります。全ての子どもが、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、子どもが他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努めます。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった子どもの指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの子どもへの対応のあり方を見直します。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、子どものエンパワメントを図ります。その際、心の教室相談員とも連携します。

運動会や児童会行事、校外学習等は、子どもが人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、子どもが、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援します。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係する子どもからの聞き取り等の調査、子どもが被害にあった場合のケア等の必要な措置を講じます。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった子どもの意向を尊重するとともに、当該子ども・保護者の精神的ケアに努めます。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応します。
- (3) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス) facebook, X, LINE、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より多くの目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要です。また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けます。

## 第5章 その他

### 1. 不登校児童と「いじめ防止対策推進法」の重大事態への対処

- (1) いじめ防止対策推進法及び同法に基づくいじめ防止基本方針が施行・策定され「いじめ」によることが疑われる不登校に関しては「重大事態」として対応が法定され、これまで以上に不登校の理由の的確な把握と対応が必要になります。
- (2) 不登校の理由は個別の状況により様々であり、「いじめ」が背景にあるか否か、背景が判然としているか否かに関わらず、個々の子どもに応じた支援が必要です。
- (3) 子どもに連続した欠席がみられた場合には、電話連絡や家庭訪問を行い、欠席理由をできる限り早期段階から確実に把握するように努めます。しかし、欠席理由が曖昧だったり、身体症状を伴っていたりして、欠席が目立ち始めた子どもの「見立て」は難しく、児童や家庭への支援が遅れてしまい欠席が長期化すると、学校復帰もより難しくなると考えられます。この

ため、子どもが欠席し始めた当初から適切に児童や家庭と関わりを持ち、早期学校復帰を支援できるよう、要因が特定できない初期段階の対応に関する考え方や方策のモデルを整理し示すことが有効です。

## 2. 初期段階のアセスメント

### (1) 欠席理由や必要な支援の見立て(アセスメント)

**欠席1日目～** 学級担任による対応

- ・欠席理由の把握
- ・学級担任による電話連絡や家庭訪問の実施

**連続欠席3日～** 学年または校内で情報共有(遅刻・早退も加味)

- ・養護教諭等が、連続欠席3日～の子どもをチェック、管理職への状況報告
- ・状況に応じて周囲の子どもや保護者、教職員等にも聴取するなどして不登校の原因や背景の把握
- ・今後の対応方法を検討するとともに、児童や保護者とつながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施

**連続欠席・1か月通算欠席**

- ・関係機関との連携(心の教室相談員・SC・教育支援センター(ルポ)・市教委等)

### (2) 当該子どもの欠席の原因や背景状況がつかめたら、それを検証し、いじめが背景にある場合、学校いじめ防止基本方針などを踏まえて、いじめ解消において迅速に対応します。

## 相談窓口

枚方市立田口山小学校 050-7102-9112

校長・教頭・担任・生徒指導担当者・いじめ防止担当者等、誰にでも相談できます。

### 枚方市子どもの笑顔を守るコール(いじめ専用ホットライン)

児童・生徒に関するいじめの相談 072-809-7867

月～金 9時～17時(祝日・年末年始除く)

### 枚方市教育安心ホットライン

児童、保護者、教職員等が対象の電話相談 072-809-2975

月～金 9時～17時(祝日・年末年始除く)

### まるっと子どもセンター

子育て、親子関係、友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する様々な相談

050-7102-3221

月～金 9時～17時30分(祝日・年末年始除く)

### 大阪府中央子ども家庭センター

子どもや家庭についての相談 072-828-0161

月～金 9時～17時45分(祝日・年末年始除く)

### 大阪府すこやか教育相談(大阪府教育センター教育相談室)

子どもからの相談(すこやかホットライン) 06-6607-7361

メール:[sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)

保護者からの相談(さわやかホットライン) 06-6607-7362

メール:[sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

教職員からの相談(しなやかホットライン) 06-6607-7363

メール:[sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)

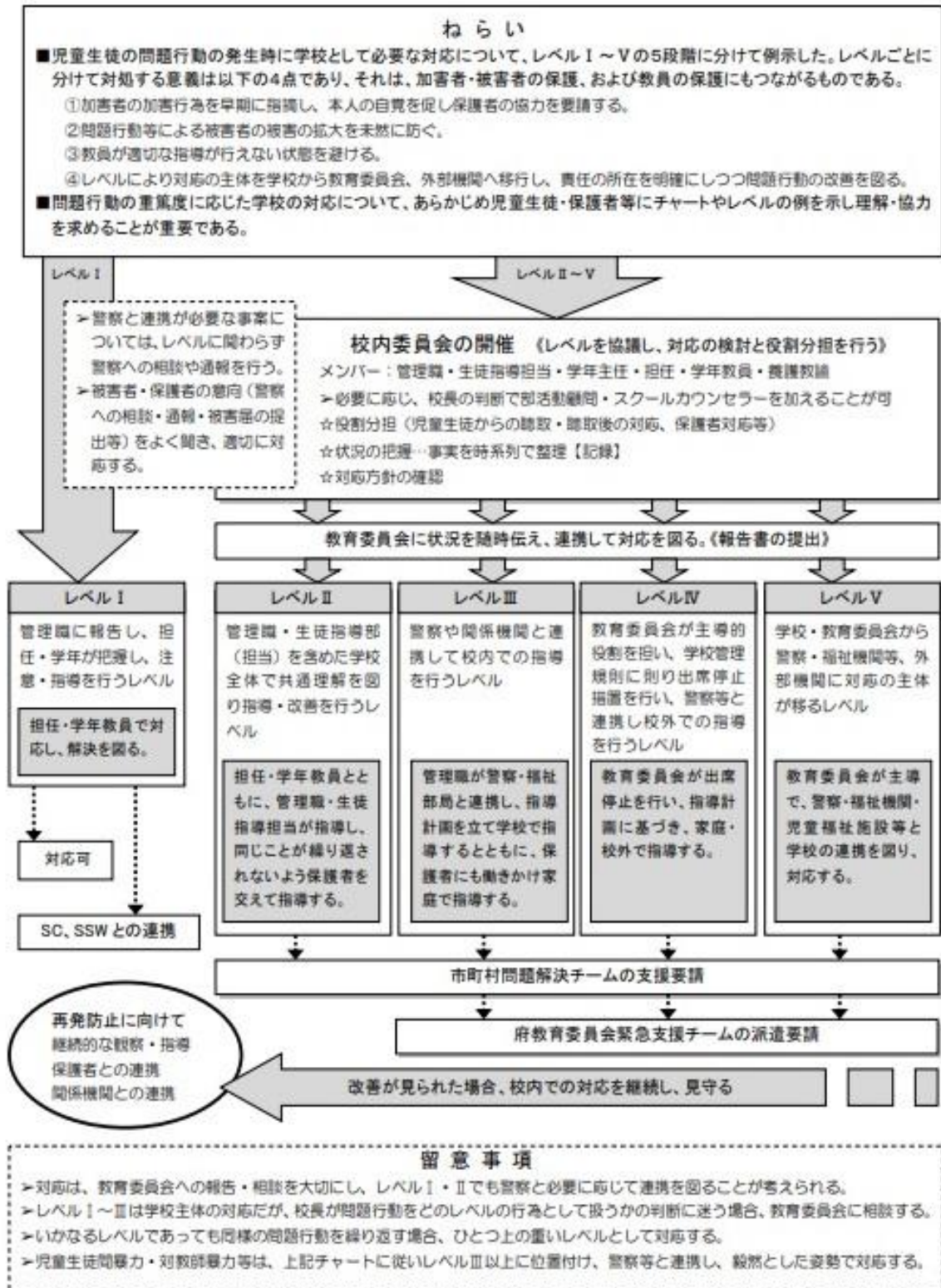
いずれも月～金 9時～17時45分(祝日・年末年始除く)

メール相談は、24時間窓口設置(但し、回答は後日)

24時間対応「すこやか教育相談24」 0120-0-78310

すこやかLINE相談 日～木の19時～22時(受付は21時30分まで)  
で実施中。

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート



## 5つのレベルの例示

### レベルⅠ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- ことばによるからかい □無視 □攻撃的な言動 (荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等)
  - ◇無断欠席・遅刻 ◇反抗的な言動 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 等
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅡの対応を行うこととする。

【事例Ⅰ-①】放課後、体育館に無断で入り込みバスケットボールをして遊んでいた数名の生徒を、担任が指導したが反抗的な態度をとった。

【事例Ⅰ-②】図画工作科の学習中、彫刻刀の使用について指導していた担任に対して、6年生男子児童がふざけた態度をとった。危険な行為に及ばないよう注意したところ、担任を挑発しからかうような言葉をあげた。



・管理職への報告を行い、放課後、担任・学年主任とともに保護者と当該児童生徒を指導した。

### レベルⅡ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 仲間はずれ □悪口・陰口、軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇軽微な賭けごと ◇軽微な授業妨害
  - ◇軽微な器物損壊 ◇授業をさぼって校内でたむろ
- ※いじめについては、加害者と被害者の関係性、頻度、周囲への影響等の要素を総合的に見て、レベルを判断する
- ※その他、教育的見地からレベルⅡとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を2回繰り返す場合は、レベルⅢの対応を行うこととする。

【事例Ⅱ】始業のチャイムが鳴ったにもかかわらず、2名の生徒が廊下でボールを蹴り、遊びを止めなかった。A教諭が遊びを止め教室に入るように促したところ、2名は遊びを止めず暴言を吐いた。他の教諭も駆けつけ遊びを止めさせた。



・放課後、管理職・生徒指導担当教諭とともに保護者も交えて当該生徒2名を指導した。  
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

### レベルⅢ

(□いじめ、◇その他問題行動)

- 暴言・誹謗中傷行為 (「死ぬ」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等、態様が悪質で被害が大きいもの)
  - 脅迫・強要行為 (態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルⅣに至らないもの)
  - 暴力 (蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響の比較的軽いものでレベルⅣの暴力にあたらぬもの)
  - ◇喫煙 ◇軽微な窃盗行為 ◇悪質な賭けごと ◇著しい授業妨害や器物損壊◇バイクの無免許運転等
- ※その他、教育的見地から、レベルⅢとして指導するのが適切と判断される場合
- ※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅣの対応を行うこととする。

【事例Ⅲ-①】生徒間での暴力行為を行った生徒を指導した。その際、指導する教師に対しても反抗的で暴言を吐いた。教師を突き飛ばしたり、制止を振り切ろうと暴力をふるったりもした。

【事例Ⅲ-②】授業中、集団で奇声を上げながら廊下を走り回り授業妨害を繰り返したり、器物破損を続けたりする生徒たちに対して継続して指導を実施する。担任に加え、生徒指導担当教員等も一緒に指導に入るがおさまらない。制止する教員に対して暴言を吐いたり、暴力をふるったりすることが起こった。



・管理職が警察や子ども家庭センターに連絡を取り、当該児童生徒の状況を報告した。スクールソーシャルワーカーにも相談し、保護者の思いや保護者の役割を明確にしながらい指導計画を立案し、学校・家庭で指導を強化した。  
・管理職・教員が学校を巡回し再発防止に努めた。

#### レベルⅣ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□重い暴力・傷害行為 □重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルⅤに至らないもの）

◇危険物の所持 ◇違法薬物の所持・販売行為 ◇窃盗行為 ◇痴漢行為 等

※その他、教育的見地から、レベルⅣとして対応するのが適切と判断される場合

※被害生徒の状況を考慮し、被害生徒の保護・加害生徒への教育的指導という見地から必要があると判断した場合、出席停止を活用する。

※同様の行為を繰り返す場合は、レベルⅤの対応を行うこととする。

【事例Ⅳ－①】授業妨害・指導に対する反抗的な態度を繰り返す児童に対して注意をしたところ、暴れだした。数名の教員が制止したがおさまらず、担任教諭に対して殴りかかり頬を殴った。

【事例Ⅳ－②】これまでも問題行動を繰り返していた十数名の生徒が、校内をバイクで走り回る行為を行った。その行為を制止しようとした教諭を足で蹴り、振り払った。その後も30分ほどバイクで走り回る行為を続けた。



・管理職が関係諸機関と連絡を取り、継続して指導を行ったが改善が見られないため、教育委員会が出席停止を命じ、警察や子ども家庭センター等と連携して指導計画を立て、校外で指導をした。

・教育委員会が学校に対して、対応の指示を行った。

#### レベルⅤ

(□いじめ、◇その他問題行動)

□極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

◇凶器の所持 ◇放火、強制わいせつ、強盗 等

※その他、教育的見地から、レベルⅤとして対応するのが適切と判断される場合

【事例Ⅴ】当該生徒は授業妨害・生徒間での暴力行為を繰り返し、再三にわたり指導されている。時には指導に対して反抗し、教員に対しても暴力行為を行うことがあった。この日も立ち歩き等を繰り返し教員から注意を受けた。冷静さを失った生徒は、教員に殴りかかり数回顔を殴り全治3カ月の重傷を負わせた。



・管理職と相談のうえ、当該教員は傷害事件として警察へ通報し被害届を提出した。同時に教育委員会へ報告し、教育委員会・警察・市福祉部局と相談のうえ更生プログラムを作成し、児童自立支援施設で指導を行った。